

令和6年度
第9回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年11月22日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和6年11月18日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和6年11月22日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年11月22日 13時00分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和6年11月22日 13時34分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 16名 欠 席 3名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	▲
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	▲	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	▲
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 7 番	向久保 勉	議席番号 8 番	熊澤 威人
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主任	畑 肇		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号5番齊藤由希子委員、所用のため、議席番号12番大森直子委員、通院のため、議席番号16番工藤嘉充委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中16名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第9回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、7番 向久保勉 委員、8番 熊澤威人 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第9回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第9回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年11月以降の主な会議 行事等日程について

2 項目め。令和 6 年度第 9 回総会について

3 項目め。令和 6 年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について

4 項目め。令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定について

以上、4 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、12 月 10 日午前 9 時 30 分に決定となりました。

2 項目め。新規遊休農地の意向調査について

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で、事務局より説明を行う事としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員及び事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 9 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 11 月 22 日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

ただ今の「第 9 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 6 ページをご覧ください。

令和 6 年 10 月 23 日から令和 6 年 11 月 21 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 3 番までは先月の総会内容、かた括弧 4 番は 9 月の総会内容となります。かた括弧 5 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 11 月 13 日の水曜日でございます、6 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 5 番委員齊藤由希子委員、農業委員の 6 番委員古川美枝子委員、推進委員の西根南地区の 3 番委員高橋秀美委員、推進委員の西根北地区の 2 番委員遠藤光広委員、推進委員の安代地区の 2 番委員立花忠彦委員の 5 名でございます。また、事務局からは工藤事務局長と恩賀主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をも

って割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和6年10月16日から令和6年11月15日までの間で、あっせんの申出は3件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農地法第3条の概要を説明します。

農地法第3条とは、農地を農地のまま貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件ございます。

申請番号1：大更第4地割476-2、田、3,858平方メートルを含む2筆4,758平方メートルです。売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が委託して保全管理をしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号2：大更第23地割105、田、134平方メートルを含む31筆27,751平方メートルです。一括贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻他を作付しており、権利設定後も引き続き水稻他を作付する予定です。

申請番号3：松尾寄木第1地割 550-4、畑、529 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は野菜を作付する予定です。

申請筆別明細は3ページ以降のとおりです。併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の安代地区立花忠彦 委員にお願いします。

安代地区農地利用最適化推進委員（立花委員）

推進委員の立花忠彦です。

申請番号1番ですが、位置は、JR 東大更駅から南西に約 2.2 k mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、西根中学校を中心に約 1.8 k m以内に点在しています。現況は、耕起及び保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、柏台小学校から南へ約 1.2 k mの地点です。現況は、保全されておりました。

対象の農地は周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に農地法第4条の概要を説明いたします。

農地法第4条とは、自身が所有する農地を農地以外に利用する場合の許可制度です。申請者は、農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があります。

それでは、議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：野駄第11地割135、田、129㎡です。転用の目的は、一般住宅用の駐車場の設置です。申請者は、盛岡市にある自宅から、申請地の隣接地に位置する実家まで毎日通って農作業を行っておりますが、農業機械や自家用車を置くスペースが不足していることから申請のあったものです。申請地の農地区分は、第2種農地。例外規定は申請地以外に代替性がないことが確認されております。

今回申請は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の安代地区立花忠彦 委員にお願いします。

安代地区農地利用最適化推進委員（立花委員）

推進委員の立花忠彦です。

申請番号1番ですが、位置は松野小学校から南西へ約50mの地点です。現況は、保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に 農地法の適用外証明の概要を説明いたします。

適用外証明とは、現況が農地以外となっている土地について、その土地の所有者からの申請に対し、農業委員会が行う「農地法の適用を受けない土地である」旨の証明をいいます。農業委員会が証明できる範囲としては、現況が農地以外となってから20年以上経過した土地で農地への現状復旧が困難である場合などであり、農地以外への地目の変更登記には、農業委員会の適用外証明が必要となります。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号1：荒木田第7地割145、畑、1,127㎡です。現況は、山林化しています。申請地は、過去に管理していた栗の木が枯れた後、平成16年ころに杉を植林し、山林化したということです。

申請番号2：荒木田第8地割3-1、畑、1,014㎡を含む5筆7,579㎡です。現況は、1筆が雑種地化、もう1筆が原野化、残り3筆が山林化しています。申請地は、相続した時点ですべて非農地化しており、昭和45年ころ、または昭和61年ころから放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の安代地区立花忠彦 委員にお願いします。

安代地区農地利用最適化推進委員（立花委員）

推進委員の立花忠彦です。

申請番号 1 番ですが、位置は寺田小学校から西へ約 1.1km の地点です。現況は、山林化しております。

申請番号 2 番ですが、位置は寺田小学校から南西へ約 1.5km 以内に点在しています。現況は、山林化、原野化、雑種地化しておりました。

今回の農地は、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り（金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り）と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。

議案の 10 ページをご覧ください。

今月の申請は 1 件で、新規の申請で、使用貸借権設定となります。

申請番号 1 番は 西根南地区に係る申請です。

申請筆別明細については、同じく 10 ページに記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 4 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農用地利用集積等促進計画について、概要を説明します。

農用地利用集積等促進計画とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき「農地中間管理機構」・「所有者」・「耕作者」が農地を借受・貸付・所有権移転等をする際に作成する計画であり、「既に所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けていて、権利の設定を受ける者（耕作者）の変更を行う場合」及び「地域計画策定作業の途中及び地域計画策定済みの区域での賃貸借権、使用貸借権、所有権移転等の権利設定を行う場合」「農地中間管理機構から耕作者への３年間の一時貸付後に、農地中間管理機構から耕作者に所有権移転を行う場合」に農用地利用集積等促進計画の策定を行います。

それでは、計画（案）の説明に入ります。

議案の 12 ページをご覧ください。今月の案件は 38 件です。

申請番号 1 ～ 6 は「地域計画策定済及び策定作業中の区域」における賃貸借権の設定、申請番号 7 ～ 22 は「地域計画策定済及び策定作業中の区域」における使用貸借権の設定でございます。

申請番号 23～37 は農地中間管理機構から耕作者への３年間の一時貸付後に、農地中間管理機構から耕作者に所有権移転を行う申請、申請番号 38 は「地域計画策定作業中の区域」における所有権移転でございます。

申請筆別明細は 19 ページ以降のとおりです。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号12番、14番、18番及び33番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番 中村一彦委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号12番、14番、18番及び33番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

9 番委員（元木委員）

はい。

議長（三浦会長）

はい、元木委員。

9 番委員（元木委員）

この議案は計画案を決めるのですか？さきほどは計画を決めましたが。

事務局（畑主任）

こちらは農用地利用集積等促進計画案を決めるものです。

9 番委員（元木委員）

案を決めたらどうなるのですか？

事務局（畑主任）

案が決まったら次は契約に入ります。

（総会終了後、さらに詳細な説明を行った）

議長（三浦会長）

ほかに、質疑・討論ございませんか？

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号12番、14番、18番及び33番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号12番、14番、18番及び33番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（14 番 中村一彦 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号30番及び31番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 8 番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

(8 番 熊澤威人 委員 退席確認)

議長 (三浦会長)

これより、申請番号30番及び31番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (三浦会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号30番及び31番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (三浦会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (三浦会長)

よって、申請番号30番及び31番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 8 番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(8 番 熊澤威人 委員 着席確認)

議長 (三浦会長)

これより、申請番号 12 番、14 番、18 番、30 番、31 番及び 33 番を除く議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (三浦会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (三浦会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時34分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第9回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月25日

会 長 _____

7 番委員 _____

8 番委員 _____

令和 6 年度

第 9 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 6 年 11 月 22 日（金）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム 1・2

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

- （１） 第 9 回運営委員会報告
- （２） 農地法等に関する業務報告

4 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第 3 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

5 閉 会